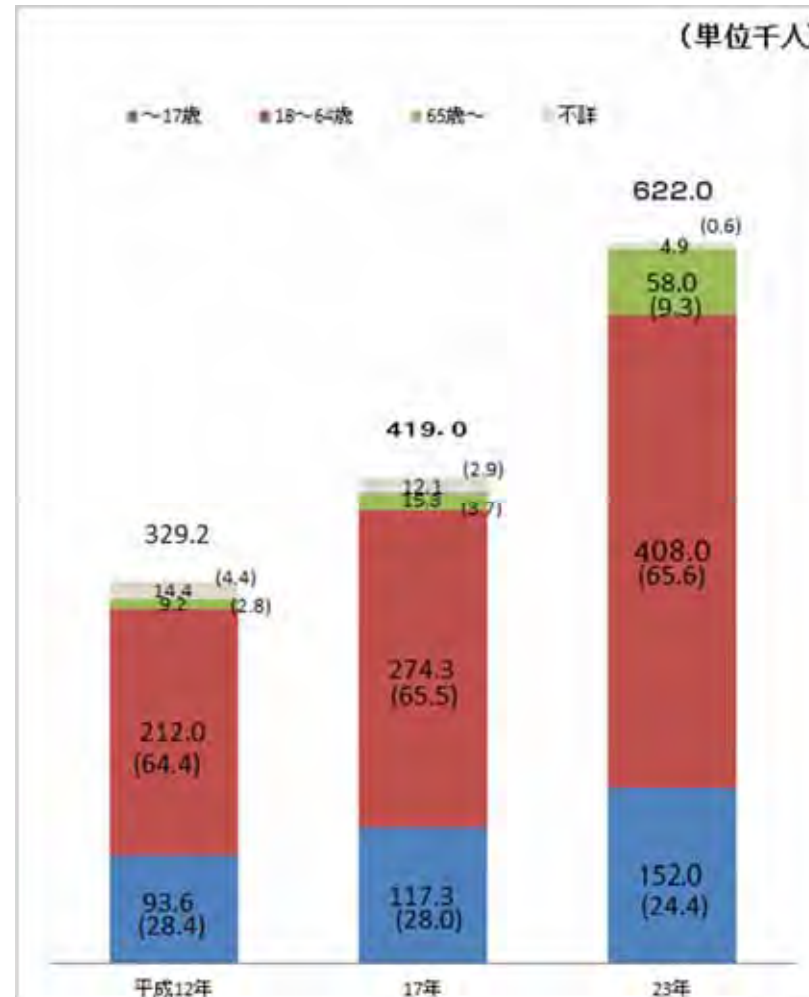
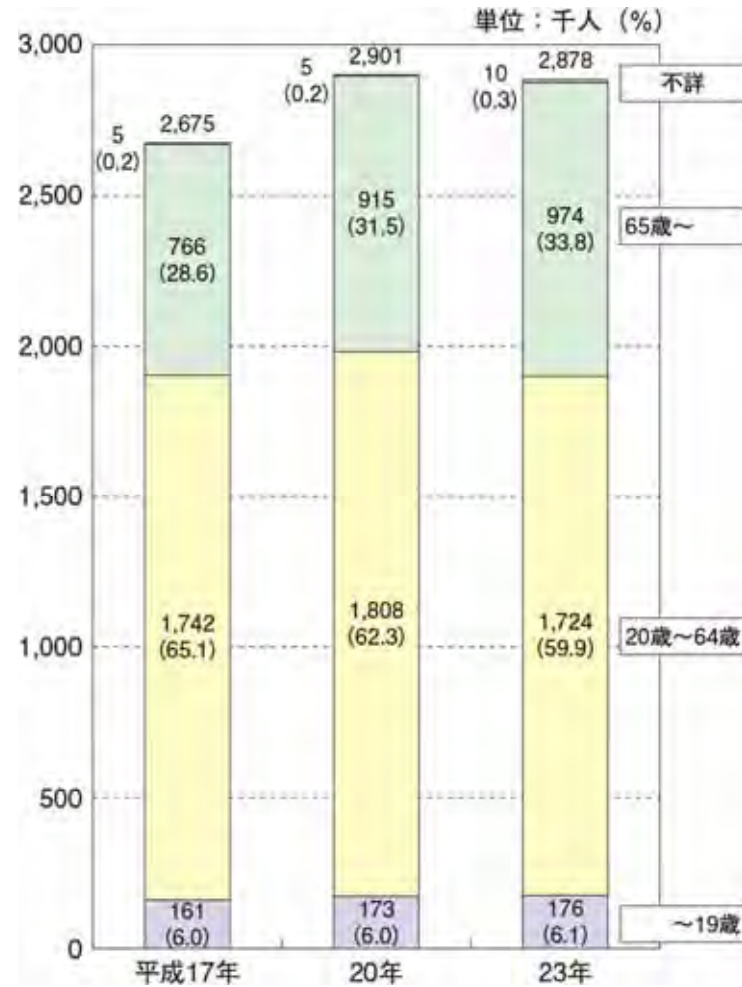


4. 年齢階層別障害者数の推移（知的障害児・者・在宅）（厚労省）



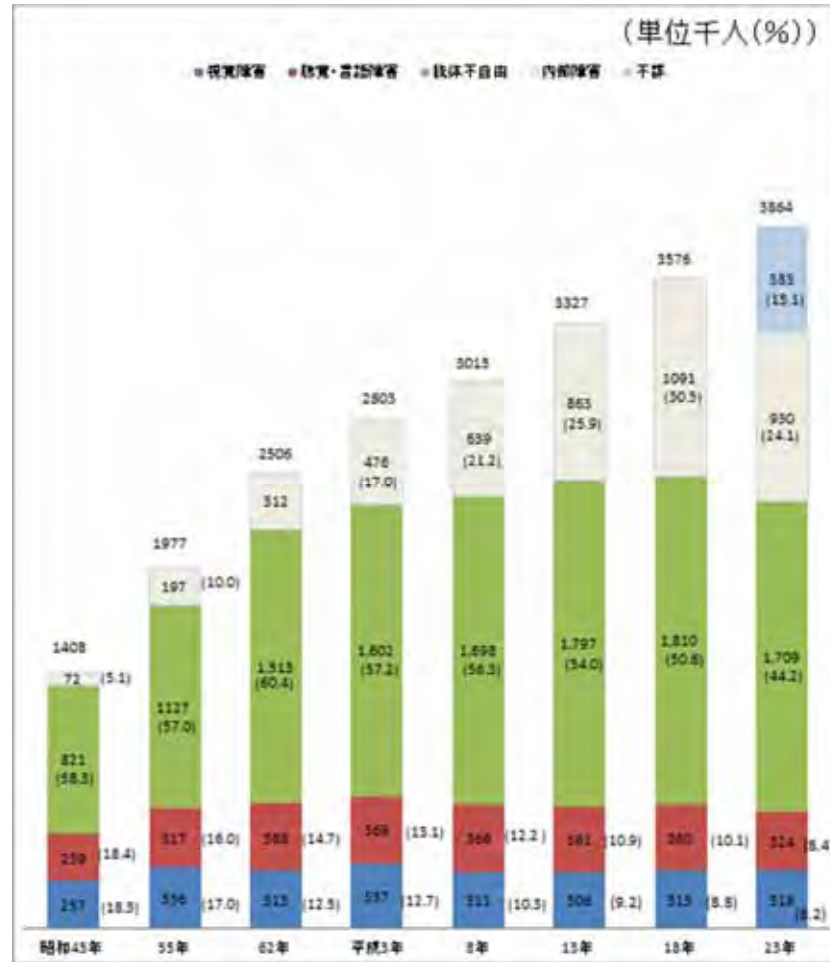
資料：厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（～平成17年）、「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年）

5. 年齢階層別障害者数の推移（精神障害者・外来）（厚労省）



資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

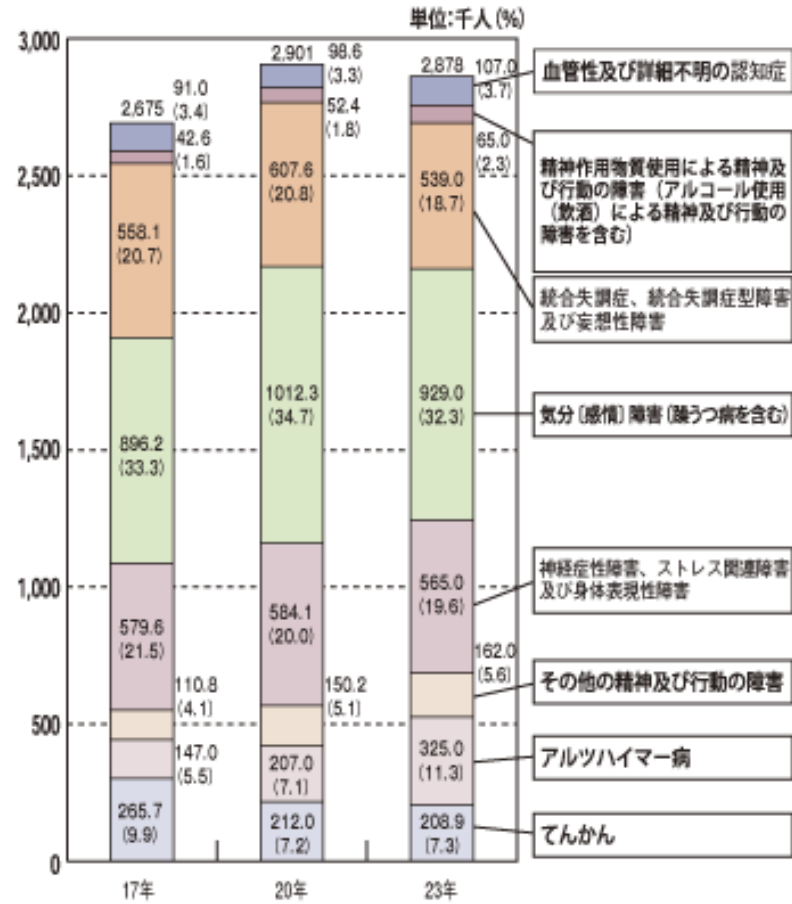
6. 種類別障害者数の推移（身体障害児・者・在宅）（厚労省）



注：昭和 55 年は身体障害児（0～17 歳）に係る調査を行っていない。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成 18 年）「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

7. 種類別障害者数の推移（精神障害者・外来）（厚労省）



注：疾患名については調査時点のものである。

資料：厚生労働省「患者調査」より厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部で作成

8. 身体障害者手帳所持者数、身体障害の種類・障害等級別（在宅）（厚労省）

単位：人

		（65歳未満）	（65歳以上及び年齢不詳）
障害の種類		総数	総数
総数		1,183,400	2,680,400
視覚障害		90,900	209,400
聴覚・言語障害	総数	80,100	204,400
	聴覚障害	66,800	175,400
	平衡機能障害	1,500	6,400
	音声・言語・そしゃく機能障害	11,800	22,600
肢体不自由	総数	590,200	1,123,500
	上肢	239,300	398,100
	下肢	250,100	579,900
	体幹	75,700	99,300
	脳原性運動機能障害（上肢機能）	18,700	32,400
	脳原性運動機能障害（移動機能）	6,400	13,800
内部障害	総数	255,100	722,900
	心臓機能障害	125,800	465,400
	呼吸器機能障害	7,900	61,400
	じん臓機能障害	85,000	109,600
	ぼうこう・直腸機能障害	28,000	78,600

	小腸機能障害	2,900	4,900
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	2,900	500
	肝臓機能障害	2,500	2,500
障害種別不詳		167,100	420,200

(注) 資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

9. 障害の疾患別にみた身体障害児・者数（在宅）（厚労省）

単位：千人（％）

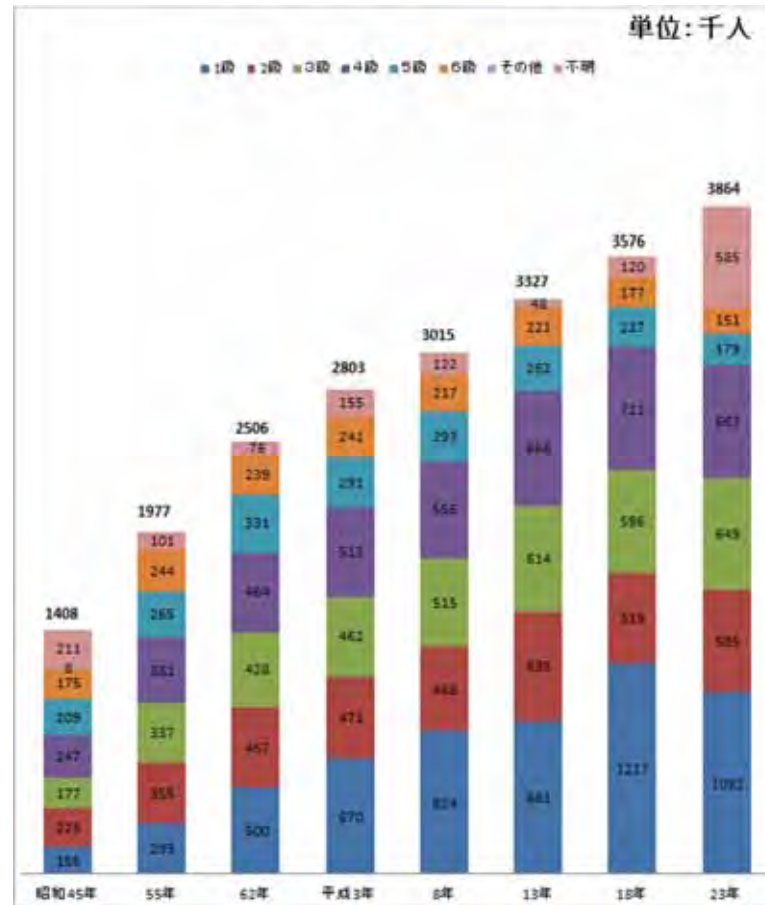
障害の疾患別	身体障害者（18歳以上）		身体障害児（18歳未満）	
	身体障害児・者数		身体障害児・者数	%
総数	3.483	（100.0）	93.100	（100.0）
脳性マヒ	54	（1.6）	24.100	（25.9）
脊髄性小児マヒ	43	（1.2）	300	（0.3）
脊髄損傷Ⅰ（対マヒ）	33	（1.0）	900	（1.0）
脊髄損傷ⅠⅠ（四肢マヒ）	24	（0.7）	600	（0.6）
進行性筋萎縮性疾患	21	（0.8）	1.500	（1.6）
脳血管障害	273	（7.8）	900	（1.0）
脳挫傷	11	（0.3）	300	（0.3）
その他の脳神経疾患	73	（2.1）	3.700	（4.0）
骨関節疾患	238	（6.8）	600	（0.6）
リウマチ性疾患	97	（2.8）		
中耳性疾患	32	（0.9）	300	（0.3）
内耳性疾患	45	（1.3）	3.700	（4.0）
角膜疾患	19	（0.5）	300	（0.3）
水晶体疾患	11	（0.3）	-	（-）
網脈絡膜・視神経系疾患	84	（2.4）	1.900	（2.0）
じん臓疾患	163	（4.7）	1.200	（1.3）

心臓疾患	350	(10.0)	12.400	(13.3)
呼吸器疾患	56	(1.6)	300	(0.3)
ぼうこう疾患	20	(0.6)	-	(-)
大腸疾患	51	(1.5)	300	(0.3)
小腸疾患	4	(0.1)	300	(0.3)
後天性免疫不全症候群	2	(0.1)	-	(-)
その他	286	(8.2)	16.400	(17.6)
不明	78	(2.2)	4.600	(5.0)
不詳	1.414	(40.6)	18.200	(19.5)

(注)()内は構成比

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成18年)

10. 程度別障害者数の推移（身体障害児・者・在宅）（厚生省）



注：昭和55年は身体障害児（0～17歳）に係る調査を行っていない。

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（～平成18年）、「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年）

11. 障害の程度別にみた知的障害児・者数（在宅）（厚労省）

単位：人（％）

	総数	重度	その他	不詳
総数	621,700 (100.0)	241,800 (38.9)	303,200 (48.8)	76,700 (12.3)
知的障害児（18歳未満）	151,900 (100.0)	54,000 (35.5)	90,000 (59.2)	7,900 (5.2)
知的障害者（18歳以上）	465,900 (100.0)	184,800 (39.7)	212,200 (45.5)	68,900 (14.8)
不詳	3,900 (100.0)	2,900 (74.4)	1,000 (25.6)	-

（注）（ ）内は構成比

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年）

12. 精神障害者保健福祉手帳の交付者数（厚労省）

単位：人

総数	1 級	2 級	3 級
751,150	105,376	460,538	185,236

注：年度未交付者数から有効期限切れのものを除いた数

資料：厚生労働省「平成 25 年度衛生行政報告例 結果の概要」より（平成 26 年 3 月末現在）

13. 身体障害者、知的障害者、精神障害者（在宅）の住まいの状況（厚労省）

（身体障害者）

単位：％

自身の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸住宅	社宅・職員寮・寄宿舍等	公営住宅	貸間	グループホーム等	その他	不詳
54.7	27.4	8.1	0.3	5.7	0.1	1.4	1.4	0.8

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

（知的障害者）

単位：％

自身の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸住宅	社宅・職員寮・寄宿舍等	公営住宅	貸間	グループホーム等	その他	不詳
14.8	53.4	10.9	1.0	6.5	0.3	10.8	1.7	0.6

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

（精神障害者）

単位：％

自身の持ち家	家族の持ち家	民間賃貸住宅	社宅・職員寮・寄宿舍等	公営住宅	貸間	グループホーム等	その他	不詳
26.4	36.7	19.2	0.4	9.0	0.8	3.2	2.5	1.7

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

14. 身体障害児・者、知的障害児・者に係る主な施設の入所状況（厚労省）

（身体障害児・者）単位：人

施設種別	18歳未満	18歳以上
肢体不自由者更生施設	0	669
視覚障害者更生施設	0	44
聴覚・言語障害者更生施設	0	30
内部障害者更生施設	0	67
身体障害者療護施設	0	5,694
身体障害者入所授産施設	0	1,625
身体障害者福祉工場	0	248
盲児施設	104	15
ろうあ児施設	134	8
肢体不自由児施設	1,776	178
肢体不自由児療護施設	134	101
重症心身障害児施設	1,421	11,350

（知的障害児・者）単位：人

施設種別	18歳未満	18歳以上
知的障害児施設	5,246	3,009
自閉症児施設	122	63
重症心身障害児施設	1,421	11,350
知的障害者更生施設(入所)	32	24,348
知的障害者授産施設(入所)	5	5,306

資料：社会福祉施設等調査（平成23年10月1日現在）

15. 同居者の有無（厚労省）

65 歳未満



65 歳以上（年齢不詳を含む）



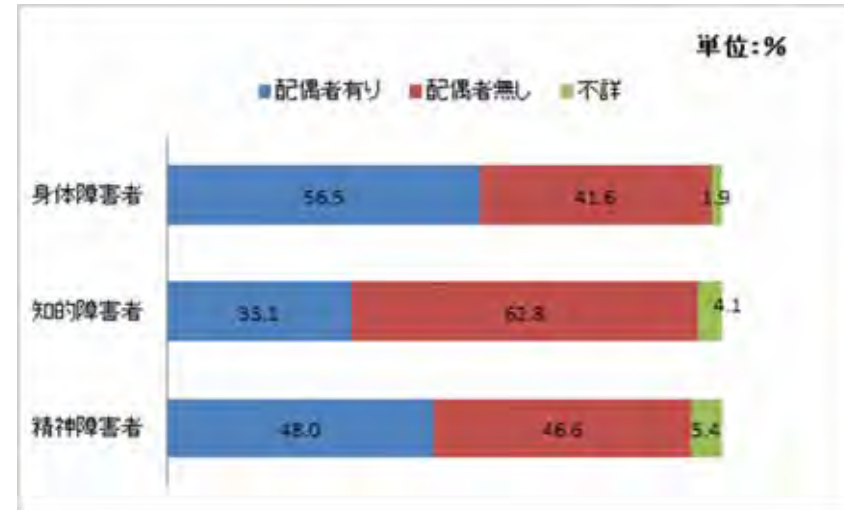
資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

16. 配偶者の有無（厚労省）

65 歳未満



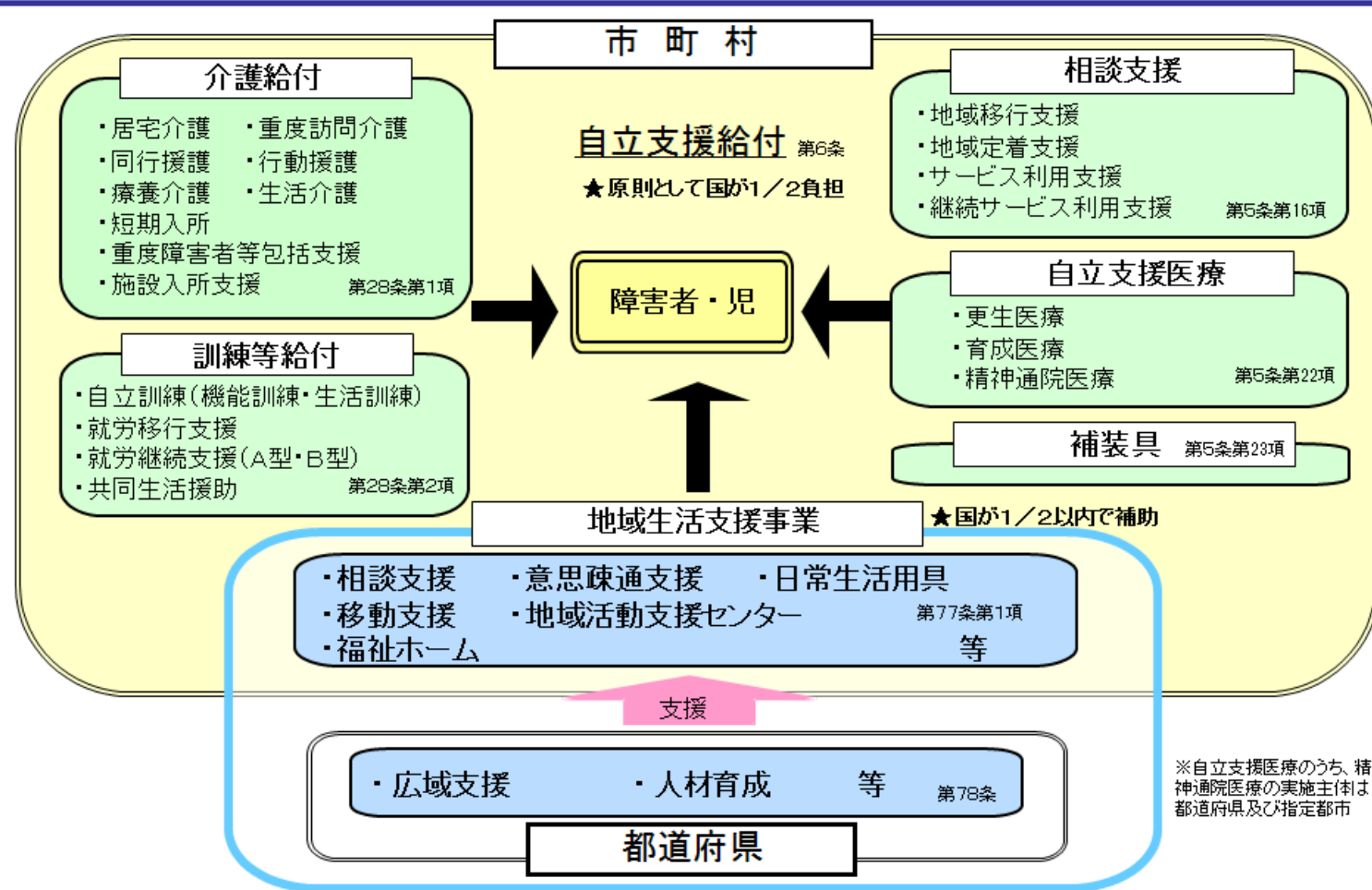
65 歳以上（年齢不詳を含む）



資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成 23 年）

17. 障害者総合支援法の給付・事業（厚労省）

障害者総合支援法の給付・事業



18. サービス利用者の将来見通し等（厚労省）

○第4期障害福祉計画（目標集計）

- 都道府県・市町村の障害福祉計画は、3年を一期として定めることとしており、平成27年度から平成29年度を計画期間とした第4期障害福祉計画について、各都道府県が設定した目標値の集計を行った。
- 障害福祉計画の策定にあたっては、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）を踏まえることとなっており、同指針では、地域移行や就労に関する成果目標を定めている。

- ※ 【目標値】国の基本指針で定める成果目標
- ※ 【集計値】都道府県が設定した目標値を集計したもの

1. 施設入所者の地域生活への移行

■平成29年度末における地域生活に移行する者の目標値

【目標値1】平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行

【目標値2】平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減

平成25年度末の入所者数(人) (A)	地域生活移行					施設入所者数の削減				
	地域生活移行者数(人) (B)	地域生活移行率			平成29年度末の入所者数(人) (C)	削減目標(人) (D=A-C)	削減率			
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県			【目標値2】	【集計値2】 (D)/(A)	基本指針を満たす都道府県	
119,878	15,905	12%以上	13.3%	29	115,356	4,522	4%以上	3.8%	28	

2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行

■平成29年度における入院中の精神障害者の退院に関する目標値

【目標値1】入院後3か月時点の退院率 64%以上

【目標値2】入院後1年時点の退院率 91%以上

【目標値3】平成29年6月末時点の長期在院者数(入院期間が1年以上の者)を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減

入院後3か月時点の退院率			入院後1年時点の退院率			長期在院者数				
【目標値1】	【集計値1】	基本指針を満たす都道府県	【目標値2】	【集計値2】	基本指針を満たす都道府県	平成24年6月末(人)	平成29年6月末(人)	減少率		
						(A)	(B)	【目標値3】	【集計値3】 (B-A)/(A)	基本指針を満たす都道府県
64%以上	64.0%	42	91%以上	90.9%	44	184,690	154,100	18%以上	16.6%	33

3. 地域生活支援拠点等の整備

■地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する

基本指針を満たす都道府県
41

○地域生活支援拠点等とは、地域での暮らしの安心感を担保するために、緊急時の受入体制の確保やコーディネーターの配置等による地域の体制づくり等の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点又は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制をいう。

4. 福祉施設から一般就労への移行

■福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の目標値

【目標値】平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上

平成24年度の一般就労移行者数(人) (A)	平成29年度の一般就労移行者数(人) (B)	一般就労移行比率		
		【目標値】	【集計値】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県
9,840	19,074	2倍以上	1.9倍	34

5. 就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所の就労移行率

【目標値1】平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加

【目標値2】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする

平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (A)	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数(人) (B)	就労移行支援利用比率			就労支援事業所の就労移行率		
		【目標値1】	【集計値1】 (B)/(A)	基本指針を満たす都道府県	【目標値2】	【集計値2】	基本指針を満たす都道府県
28,236	42,540	1.6倍以上	1.6倍	34	50%以上	50.2%	41

第4期障害福祉計画サービス見込集計

○就労系活動指標

種類	平成 29 年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	16,160 人
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	17,198 人
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講	1,842 人
障害者トライアル雇用事業の開始	4,186 人
職場適応援助者による支援	3,594 人
障害者就業・生活支援センター事業による支援	27,693 人

○訪問系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	6,299,308 時間	6,744,484 時間	7,205,542 時間
行動援護 重度障害者等包括支援	219,167 人	234,091 人	249,413 人

○日中活動系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	5,361,058 人日分	5,566,584 人日分	5,770,537 人日分
	275,260 人	285,513 人	296,156 人
自立訓練(機能訓練)	50,413 人日分	54,120 人日分	58,582 人日分
	3,518 人	3,783 人	4,064 人
自立訓練(生活訓練)	263,259 人日分	280,172 人日分	299,470 人日分
	15,971 人	17,027 人	18,127 人
就労移行支援	613,033 人日分	693,004 人日分	776,793 人日分
	35,565 人	40,235 人	45,123 人
就労継続支援(A型)	964,218 人日分	1,093,460 人日分	1,232,132 人日分
	49,421 人	55,908 人	62,867 人
就労継続支援(B型)	3,643,731 人日分	3,873,451 人日分	4,120,604 人日分
	206,518 人	219,625 人	233,194 人
療養介護	20,374 人	20,924 人	21,320 人
短期入所(福祉型、医療型)	327,200 人日分	353,055 人日分	380,014 人日分
	48,653 人	52,716 人	57,055 人

○居住系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	104,342 人	112,782 人	121,599 人
施設入所支援	130,841 人	129,429 人	127,723 人

○相談支援

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	227,955 人	252,090 人	274,361 人
地域移行支援	3,141 人	3,731 人	4,368 人
地域定着支援	4,305 人	5,417 人	6,648 人

○障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	616,928 時間	673,896 時間	731,779 時間
	80,938 人	87,604 人	94,264 人
放課後等デイサービス	1,093,895 人日分	1,253,125 人日分	1,426,294 人日分
	115,462 人	130,259 人	145,816 人
保育所等訪問支援	7,745 人日分	10,048 人日分	12,670 人日分
	4,245 人	5,346 人	6,443 人
医療型児童発達支援	28,047 人日分	29,353 人日分	30,926 人日分
	3,204 人	3,346 人	3,515 人
福祉型児童入所支援	5,928 人	6,002 人	6,044 人
医療型児童入所支援	3,674 人	3,749 人	3,815 人
障害児相談支援	61,633 人	70,181 人	78,686 人

時間分：月間のサービス提供時間

人日分：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

人：月間の利用人数

19. 年金、手当及び給付金の額の推移（厚労省）

(単位：円)

	平成 11～ 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
障害基礎年金（1級）	83,775	83,025	82,758	82,758	82,508	82,508	82,508	82,508	82,508	82,175	81,925	81,925	80,500	81,258
（2級）	67,017	66,417	66,208	66,208	66,008	66,008	66,008	66,008	66,008	65,741	65,541	65,541	64,400	65,008
特別児童扶養手当（1級）	51,550	51,100	50,900	50,900	50,750	50,750	50,750	50,750	50,750	50,550	50,400	50,400	49,900	51,100
（2級）	34,330	34,030	33,900	33,900	33,800	33,800	33,800	33,800	33,800	33,670	33,570	33,570	33,230	34,030
特別障害者手当	26,860	26,620	26,520	26,520	26,440	26,440	26,440	26,440	26,440	26,340	26,260	26,260	26,000	26,620
障害児童福祉手当	14,610	14,480	14,430	14,430	14,380	14,380	14,380	14,380	14,380	14,330	14,280	14,280	14,140	14,480
特別障害給付金（1級）				50,000	50,000	49,850	50,000	50,700	50,000	49,650	49,500	49,500	49,700	51,050
（2級）				40,000	40,000	39,880	40,000	40,560	40,000	39,720	39,600	39,600	39,760	40,840

資料：厚生労働省

() 平成 27 年 4 月以降（6 月支払い分以降）の年金額等は、0.9%引き上がる。

() 平成 27 年 4 月以降（8 月支払い分以降）の手当額は、2.4%引き上がる。

20. 日中の過ごし方の状況（身体障害者、知的障害者）（在宅）（複数回答）（厚労省）

（身体障害者） 身体障害者手帳所持者

単位：%

（65歳未満）														
正職員	正職員以外	自営業	障害者通所サービスを利用	介護保険の通所サービス	病院等のデイケア	リハビリテーション	学校に通っている	保育園・幼稚園	障害児通所施設	社会活動	家事・育児・介護	家庭内で過ごしている	その他	不詳
13.3	10.3	6.9	7.8	3.5	1.8	7.0	4.8	0.8	0.7	2.2	9.8	42.9	6.2	7.1

65歳以上（年齢不詳を含む）

正職員	正職員以外	自営業	障害者通所サービスを利用	介護保険の通所サービス	病院等のデイケア	リハビリテーション	学校に通っている	保育園・幼稚園	障害児通所施設	社会活動	家事・育児・介護	家庭内で過ごしている	その他	不詳
0.8	1.5	6.4	2.3	14.4	3.8	9.1	0.1	-	0	2.5	5.2	61.3	7.9	13.5

（知的障害者） 療育手帳所持者

単位：%

（65歳未満）														
正職員	正職員以外	自営業	障害者通所サービスを利用	介護保険の通所サービス	病院等のデイケア	リハビリテーション	学校に通っている	保育園・幼稚園	障害児通所施設	社会活動	家事・育児・介護	家庭内で過ごしている	その他	不詳
3.6	8.8	0.8	39.4	0.7	1.0	3.0	23.1	1.6	2.4	0.3	1.6	20.9	4.1	7.8

65歳以上（年齢不詳を含む）

正職員	正職員以外	自営業	障害者通所サービスを利用	介護保険の通所サービス	病院等のデイケア	リハビリテーション	学校に通っている	保育園・幼稚園	障害児通所施設	社会活動	家事・育児・介護	家庭内で過ごしている	その他	不詳
0.8	0.8	3.2	13.5	14.3	3.2	3.2	-	-	-	0.8	3.2	50.0	4.8	20.6

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（平成23年）

21. 「困った時の相談相手」(身体障害者、知的障害者)(在宅)(複数回答)(厚労省)

(身体障害者) 身体障害者手帳所持者

単位：%

65歳未満												誰にも相談できない	不詳
相談相手有り													
90.1													
行政機関	福祉サービス提供事業所等	医療機関	教育機関	相談支援機関	社会福祉協議会	障害者団体・患者会	民生委員、障害者相談員	家族	友人・知人	その他			
33.4	12.7	31.2	3.2	5.7	3.5	3.1	3.0	76.9	31.9	5.5	2.7	7.1	
65歳以上(年齢不詳を含む)												誰にも相談できない	不詳
相談相手有り													
88.4													
行政機関	福祉サービス提供事業所等	医療機関	教育機関	相談支援機関	社会福祉協議会	障害者団体・患者会	民生委員、障害者相談員	家族	友人・知人	その他			
24.3	16.7	28.0	0.0	7.7	4.5	1.6	8.7	78.9	17.9	4.3	1.9	9.8	

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

(知的障害者) 療育手帳所持者

単位：%

65歳未満												誰にも相談できない	不詳
相談相手有り													
90.9													
行政機関	福祉サービス提供事業所等	医療機関	教育機関	相談支援機関	社会福祉協議会	障害者団体・患者会	民生委員、障害者相談員	家族	友人・知人	その他			
29.6	35.9	22.5	14.3	12.9	3.5	4.5	3.3	70.7	19.6	6.7	1.7	7.5	
65歳以上(年齢不詳を含む)													

相談相手有り											誰にも相談できない	不詳
85.7												
行政機関	福祉サービス提供事業所等	医療機関	教育機関	相談支援機関	社会福祉協議会	障害者団体・患者会	民生委員、障害者相談員	家族	友人・知人	その他		
23.1	25.9	17.6	-	11.1	5.6	1.9	5.6	68.5	13.9	4.6	0.8	13.5

資料：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成23年)

22. 学校数、在学者数及び教職員数 - 国・公・私立計 - (文科省)

各学校の学校数、在学者数及び教職員数 - 国・公・私立計 - (平成 26 年 5 月 1 日現在)

	学校数(校)	在籍者数(人)	本務教員数(人)	本務職員数(人)
幼稚園	12,905	1,557,461	111,059	20,184
小学校	20,852	6,600,006	416,475	72,470
中学校	10,557	3,504,334	253,832	31,371
高等学校	4,963	3,334,019	235,306	46,126
中等教育学校	51	31,499	2,432	350
特別支援学校	1,096	135,617	79,280	14,228

特別支援学校の学校数、在学者数及び教職員数 - 国・公・私立計 - (平成 26 年 5 月 1 日現在)

区分	学校数(校)	在学者数(人)					本務教員数(人)	本務職員数(人)
		幼稚部	小学部	中学部	高等部	計		
視覚障害	85	237	1,324	1,099	2,823	5,483	-	-
聴覚障害	118	1,244	2,831	2,040	3,229	9,344	-	-
知的障害	725	199	28,638	24,416	56,945	110,198	-	-
肢体不自由	340	96	14,952	10,665	18,723	44,436	-	-
病弱・身体虚弱	145	57	3,932	3,259	5,069	12,317	-	-
総計	1,413	1,833	51,677	41,479	86,789	181,778	79,280	14,228

複数の障害種を対象としている学校、複数の障害を併せ有する幼児児童生徒については、それぞれの障害種毎に含まれている。よって、それぞれの障害種別の合計は「総計」と一致しない。

資料：文部科学省「学校基本統計」(平成 26 年度)

23. 特別支援学級数、特別支援学級在籍児童生徒数及び担当教員数 - 国・公・私立計 - (文科省)

(平成26年5月1日現在)

区分	小学校		中学校		合計		担当教員数		
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	小学校	中学校	合計
	学級	人	学級	人	学級	人	人	人	人
知的障害	16,369	62,591	8,271	32,230	24,640	94,821	38,122	18,030	56,152
肢体不自由	2,016	3,205	780	1,159	2,796	4,364			
病弱・身体虚弱	1,142	1,992	480	781	1,622	2,773			
弱視	317	365	92	106	409	471			
難聴	652	1,029	266	410	918	1,439			
言語障害	458	1,460	103	148	561	1,608			
自閉症・情緒障害	14,616	58,376	6,490	23,248	21,106	81,624			
総計	35,570	129,018	16,482	58,082	52,052	187,100			

中等教育学校の特別支援学級は無し。

資料：文部科学省「学校基本統計」(平成26年度)

24. 特別支援学校重複障害学級設置率 - 国・公・私立計 - (文科省)

(%) (平成26年5月1日現在)

区分	小・中学部	高等部
特別支援学校	37.7	18.5

高等部には専攻科を含む。 資料：文部科学省

25. 通級による指導を受けている児童生徒数（文科省）

単位：人（平成26年5月1日現在）

区分	小学校	中学校	計
言語障害	34,071	304	34,375
自閉症	11,363	1,977	13,340
情緒障害	7,783	1,609	9,392
弱視	160	30	190
難聴	1,796	385	2,181
学習障害	9,554	2,452	12,006
注意欠陥多動性障害	10,593	1,620	12,213
肢体不自由	35	5	40
病弱・身体虚弱	9	4	13
総計	75,364	8,386	83,750

資料：文部科学省「通級による指導実施状況調査」（平成26年度）

26. 特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業後の状況 - 国・公・私立計 - (文科省)

(平成26年3月卒業者)

区分	卒業者 A	進学者				教育訓練機関等入学者					就職者		社会福祉施設等 入所・通所者		その他	
		高校等	高等部	計B	B/A	専修学校	各種学校	職業能力開発校	計C	C/A	D	D/A	E	E/A	F	F/A
単位	人	人	人	人	%	人	人	人	人	%	人	%	人	%	人	%
視覚障害	178	7	170	177	99.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.6
聴覚障害	440	39	401	440	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
知的障害	7005	28	6883	6911	98.7	4	-	-	4	0.06	-	-	45	0.6	45	0.6
肢体不自由	1638	15	1588	1603	97.9	-	-	-	-	-	-	-	16	1.0	19	1.2
病弱	387	163	200	363	93.8	2	-	1	3	0.8	1	0.26	14	3.6	6	1.6
計	9648	252	9242	9494	98.4	6	-	1	7	0.1	1	0.01	75	0.8	71	0.7
中学校特別支援学級	17342	5320	10998	16318	94.1	291		64	355	2.0	145	0.8			524	3.0

(注)

高校等...高等学校及び中等教育学校後期課程の本科・別科、高等専門学校

高等部...特別支援学校高等部本科・別科

職業能力開発...職業能力開発校、障害者職業能力開発校等

社会福祉施設等入所者...児童福祉施設、障害者支援施設等、更生施設、授産施設、医療機関

中学校特別支援学級卒業者その他には、社会福祉施設等入所・通所者を含む。

四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にならない。

資料：文部科学省

27. 高等学校（全日制・定時制）、特別支援学校高等部（本科）卒業者の進路 - 国・公・私立計 - （文科省）

（平成 26 年 3 月卒業者）

区分	卒業者 A	進学者				教育訓練機関等						就職者		社会福祉施設等 入所・通所者		その他	
		大学等	専攻科 等	計 B	B / A	専修学 校	各種学 校	職業能力開発 校	計 C	C / A	D	D / A	E	E / A	F	F / A	
単位	人	人	人	人	%	人	人	人	人	%	人	%	人	%	人	%	
高等学校	1,047,392	563,268	-	563,268	53.8	178,530	56,638	6,408	241,576	23.1	182,706	17.4	-	-	59,842	5.7	
特別支援学校高等部	19,576	216	202	418	2.1	53	13	315	381	1.9	5,557	28.4	12,565	64.2	655	3.3	

（注）

大学等...大学学部・短期大学本科及び大学・短期大学の通信教育部・別科

専攻科...特別支援学校高等部専攻科、高等学校専攻科

職業能力開発...職業能力開発校、障害者職業能力開発校等

社会福祉施設等入所・通所者...児童福祉施設、障害支援施設等、更正施設、授産施設、医療機関

就業しながら進学した者、入学した者は、進学者及び教育訓練機関等入学者のいずれかに計上している。

四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも 100%にならない。

資料：文部科学省

28. 入学試験における配慮状況（受験者数）（文科省）

単位：人

	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	病弱・虚弱	発達障害	その他	合計
大学	136	784	530	403	160	680	2,693
短期大学	3	13	22	9	1	10	58
計	139	797	552	412	161	690	2,751

その他には、重複を含む。

数値は延べ数である。

資料：独立行政法人日本学生支援機構「平成 26 年度（2014 年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」

29. 雇用障害者数(性別雇用者数割合) (従業員5人規模以上の規模の民間事業所) (厚労省)

雇用障害者数(従業員5人規模以上の規模の民間事業所)

	雇用者数	
身体障害者(100%)	43万3千人	
内訳	視覚障害者(8.3%)	3万6千人
	聴覚障害者(13.4%)	5万8千人
	肢体不自由(43.0%)	18万6千人
	内部障害(28.8%)	12万5千人
	重複(3.3%)	1万4千人
	不明等(3.2%)	1万4千人
知的障害者	15万人	
精神障害者	4万8千人	

資料: 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成25年)

性別雇用者数割合(従業員5人規模以上の規模の民間事業所)

	男性	女性	無回答
身体障害者	66.7%	32.3%	1.0%
知的障害者	67.1%	32.3%	0.6%
精神障害者	63.3%	35.2%	1.5%

資料: 厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成25年)

30.性別、産業別雇用者数の割合（単位：％）（厚労省）

身体障害者

項目	農業・林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業
全体	0.2	0.0	0.1	5.6	19.3	0.6	3.4	7.2	27.9	5.1	3.3	3.2	1.8	7.7	1.2	13.3
男	0.3	0.1	0.1	7.2	22.3	0.7	3.9	9.5	24.8	3.9	3.5	2.5	2.1	6.0	1.0	12.2
女	0.2	0.0	0.0	2.4	13.5	0.6	2.3	2.5	34.6	7.6	3.2	4.9	1.2	9.5	1.4	15.9
無回答	-	-	-	1.6	10.7	0.4	0.4	4.5	21.5	0.4	-	0.4	2.0	57.4	0.1	0.6

知的障害者

項目	農業・林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業
全体	0.3	-	0.0	1.6	25.7	0.0	0.5	2.0	37.5	0.5	0.5	6.3	1.6	9.3	0.2	14.1
男	0.3	-	0.0	2.4	27.9	0.0	0.6	2.4	41.6	0.3	0.8	4.5	1.6	5.4	0.3	12.0
女	0.2	-	-	0.0	20.6	-	0.3	1.0	29.0	1.0	0.1	10.2	1.5	17.2	0.2	18.7
無回答	-	-	-	-	44.3	-	-	2.2	30.1	-	-	2.0	-	20.7	-	0.7

精神障害者

項目	農業・林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業
全体	0.2	0.0	0.1	5.6	19.3	0.6	3.4	7.2	27.9	5.1	3.3	3.2	1.8	7.7	1.2	13.3
男	0.3	0.1	0.1	7.2	22.3	0.7	3.9	9.5	24.8	3.9	3.5	2.5	2.1	6.0	1.0	12.2
女	0.2	0.0	0.0	2.4	13.5	0.6	2.3	2.5	34.6	7.6	3.2	4.9	1.2	9.5	1.4	15.9
無回答	-	-	-	1.6	10.7	0.4	0.4	4.5	21.5	0.4	-	0.4	2.0	57.4	0.1	0.6

全体	2.1	0.1	0.0	2.3	21.2	0.8	3.6	4.9	20.5	2.1	0.5	13.0	3.0	10.8	1.8	13.3
男	2.1	0.1	0.0	3.2	27.2	1.1	3.1	5.9	16.0	1.8	0.6	16.4	2.0	5.7	1.8	13.1
女	2.3	-	-	0.8	11.2	0.3	3.0	3.2	29.5	2.8	0.3	7.4	4.9	18.4	1.8	14.0
無回答	-	-	-	0.5	5.7	-	41.8	0.9	-	-	-	-	-	46.6	-	4.5

資料：厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成 25 年)

31. 性別、雇用形態別雇用者数の割合（単位：％）（厚労省）

身体障害者

項目	正社員・無期契約	正社員・有期契約	正社員以外・無期契約	正社員以外・有期契約	無回答
全体	48.1	7.8	6.5	37.3	0.4
男	54.2	8.5	5.7	31.0	0.5
女	36.0	6.4	7.8	49.7	0.1
無回答	32.2	0.5	9.4	57.9	-

知的障害者

項目	正社員・無期契約	正社員・有期契約	正社員以外・無期契約	正社員以外・有期契約	無回答
全体	16.9	1.9	26.5	54.8	0.0
男	18.5	2.2	29.3	50.0	0.0
女	13.7	1.1	20.2	65.0	0.0
無回答	7.6	11.6	43.7	37.1	-

精神障害者

項目	正社員・無期契約	正社員・有期契約	正社員以外・無期契約	正社員以外・有期契約	無回答
全体	32.0	8.8	11.1	47.8	0.2
男	40.0	5.2	11.1	43.6	0.1
女	16.0	15.7	11.6	56.3	0.3
無回答	70.8	-	-	29.2	-

資料：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成 25 年）

32. 性別、週所定労働時間別雇用者数の割合（単位：％）（厚労省）

身体障害者

項目	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	週 20 時間未満	無回答
全体	81.8	12.0	5.5	0.7
男	86.0	8.3	5.1	0.7
女	72.9	19.7	6.6	0.8
無回答	86.4	12.4	-	1.2

知的障害者

項目	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	週 20 時間未満	無回答
全体	61.9	26.5	10.4	1.1
男	59.2	26.0	14.2	0.5
女	67.0	27.8	2.8	2.4
無回答	87.1	11.5	-	1.4

精神障害者

項目	30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満	週 20 時間未満	無回答
全体	68.9	26.2	4.2	0.7
男	68.3	26.2	4.8	0.7
女	68.8	27.2	3.3	0.7
無回答	99.5	-	-	0.5

資料：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成 25 年）

33. 性別、職業別雇用者数の割合（単位：％）（厚労省）

身体障害者

項目	管理的職業	専門的、技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の産業	農林漁業の職業	生産工程従事者	輸送・機械運送従事者	建設・採掘の職業	運搬・清掃・包装等従事者	不明
全体	4.2	14.3	31.7	13.6	9.5	0.9	0.1	11.4	3.8	0.5	4.1	6.1
男	5.9	17.6	27.0	9.9	7.7	1.3	0.1	13.2	5.4	0.7	3.6	7.6
女	0.8	7.7	41.7	21.0	12.3	0.0	0.0	7.8	0.6	0.0	5.2	3.0
無回答	3.6	6.8	26.2	20.9	35.6	0.5	-	4.5	-	-	0.5	1.5

知的障害者

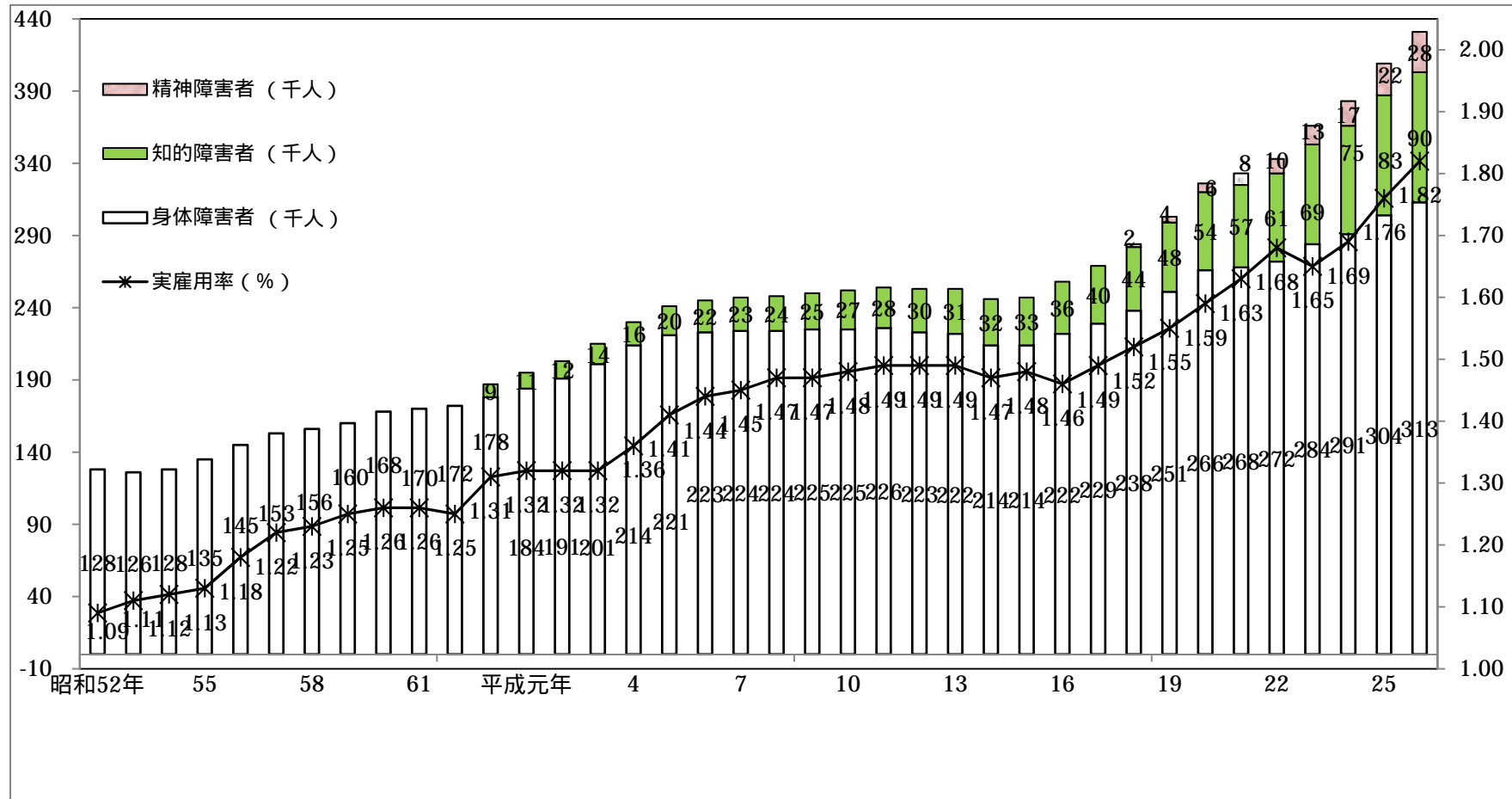
項目	管理的職業	専門的、技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の産業	農林漁業の職業	生産工程従事者	輸送・機械運送従事者	建設・採掘の職業	運搬・清掃・包装等従事者	不明
全体	-	2.3	10.0	10.7	20.5	0.0	0.6	25.6	0.1	0.0	21.9	8.2
男	-	1.9	12.2	6.8	19.4	0.0	0.7	28.1	0.2	0.0	23.8	6.9
女	-	3.1	5.7	18.5	22.9	0.1	0.4	20.8	0.1	-	18.2	10.3
無回答	-	-	0.1	30.1	13.4	-	-	7.9	-	-	10.4	38.2

精神障害者

項目	管理的職業	専門的、技術的職業	事務的職業	販売の職業	サービスの職業	保安の産業	農林漁業の職業	生産工程従事者	輸送・機械運送従事者	建設・採掘の職業	運搬・清掃・包装等従事者	不明
全体	0.1	11.3	32.5	7.3	15.1	0.2	0.5	12.9	0.7	1.6	9.2	8.6
男	0.2	8.1	33.3	6.0	16.2	0.3	0.1	18.2	1.2	1.8	9.1	5.6
女	-	15.4	31.2	9.2	13.6	-	1.3	3.9	-	1.3	9.8	14.4
無回答	-	51.6	32.6	13.9	0.9	-	-	0.9	-	-	-	-

資料：厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成25年)

34. 民間企業における実雇用率と雇用労働者数の推移（厚労省）



資料：厚生労働省「障害者雇用状況報告」

注：本調査は、雇用義務の係る障害者数が1人以上である事業所を対象としたものである(平成26年度においては50人以上)。

35. 国・地方公共団体等における障害者の在職状況（障害種別）（厚労省）

（平成26年6月1日現在）

（1）法定雇用率2.3%が適用される国、地方公共団体

区分	(1) 障害者の数	(2) 身体障害者の数						(3) 知的障害者の数						(4) 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	
						全体	f. うち新規雇用分					全体	f. うち新規雇用分			全体	f. うち新規雇用分
国の機関	人 7,326.0 (7,371.0)	人 910 (941)	人 38 (30)	人 4,703 (4,753)	人 132 (119)	人 6,627.0 (6,724.5)	人 84.0 (110.0)	人 36 (39)	人 4 (6)	人 162 (176)	人 14 (28)	人 245.0 (262.0)	人 115.0 (104.5)	人 434 (360)	人 40 (49)	人 454.0 (384.5)	人 96.5 (51.0)
都道府県の機関	8,284.5 (8,136.0)	2,097 (2,070)	204 (184)	3,446 (3,403)	362 (353)	8,025.0 (7,903.5)	311.0 (344.5)	8 (6)	5 (1)	48 (37)	58 (76)	98.0 (88.0)	29.5 (13.5)	133 (115)	57 (59)	161.5 (144.5)	25.5 (27.0)
市町村の機関	25,265.0 (24,792.0)	6,389 (6,269)	418 (375)	10,138 (10,140)	670 (614)	23,669.0 (23,360.0)	1479.0 (1550.0)	57 (64)	27 (20)	434 (424)	130 (101)	640.0 (622.5)	177.0 (167.5)	887 (757)	138 (105)	956.0 (809.5)	119.5 (118.0)

(2) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会

区分	(1) 障害者の数	(2) 身体障害者の数						(3) 知的障害者の数						(4) 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 $c + d \times 0.5$	
						全体	f. うち新規雇用分					全体	f. うち新規雇用分			全体	f. うち新規雇用分
教育委員会	人 13,930.5 (13,581.0)	人 3,346 (3,319)	人 143 (141)	人 6,039 (5,968)	人 299 (253)	人 13,023.5 (12,873.5)	人 830.5 (952.0)	人 45 (39)	人 6 (9)	人 267 (200)	人 99 (116)	人 412.5 (345.0)	人 147.0 (186.0)	人 464 (327)	人 61 (71)	人 494.5 (362.5)	人 162.0 (118.0)

(3) 独立行政法人等における雇用状況 (法定雇用率 2.3%)

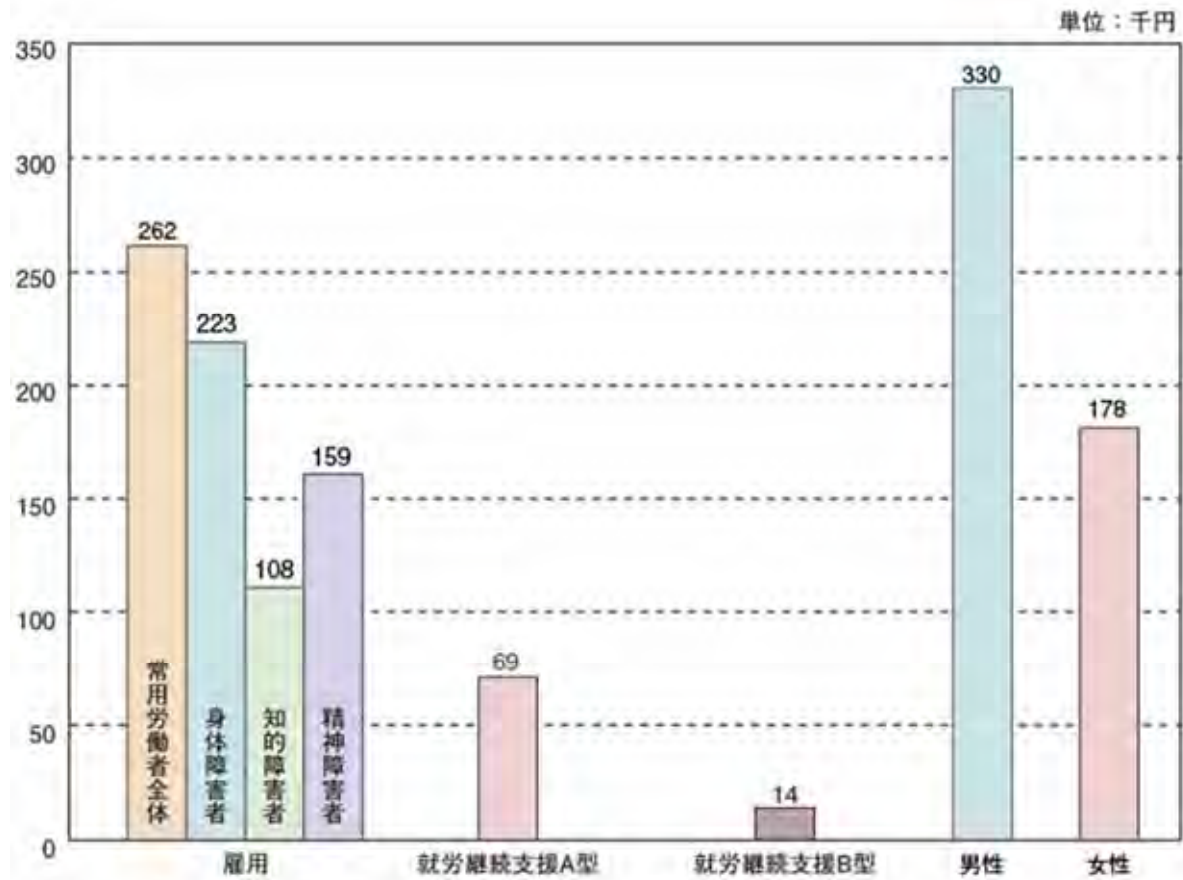
区分	(1) 障害者の数	(2) 身体障害者の数						(3) 知的障害者の数						(4) 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	
						全体	f. うち新規雇用分					全体	f. うち新規雇用分			全体	f. うち新規雇用分
独立行政法人等	人 9,178.0 (8,290.5)	人 2,030 (1,862)	人 120 (104)	人 2,942 (2,765)	人 143 (128)	人 7,193.5 (6,657.0)	人 813.5 (949.5)	人 286 (254)	人 4 (7)	人 509 (401)	人 11 (9)	人 1,090.5 (920.5)	人 224.0 (200.5)	人 860 (683)	人 68 (60)	人 894.0 (713.0)	人 249.5 (198.0)

注

- (1) 欄の「障害者の数」とは(2)(3)(4)のe欄の計である。
- (2)(3)a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- (2)(3)(4)d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- (2)(3)のa欄及び(4)のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、(2)(3)のb、d欄及び(4)のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- (2)(3)(4)f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ()内は平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

資料：厚生労働省「平成26年障害者雇用状況報告」

36.賃金・工賃の平均月額（厚労省）



資料：「常用労働者全体」：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成26年12月）

「雇用」：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成25年）

「就労継続支援A・B型事業所」：厚生労働省「工賃（賃金）月額実績報告」（平成25年度）